

平成29年3月新発田市教育委員会定例会会議録

○ 議事日程

平成29年3月6日（月曜日） 午前9時30分 開 会
豊浦庁舎 2階教育委員会会議室

日程第1 会議録署名委員の指名について

日程第2 前回定例会会議録及び臨時会会議録の承認について

日程第3 教育長職務報告

日程第4 議 題

議第 1号 平成29年度新発田市一般会計当初予算（案）について

議第 2号 平成29年度新発田市学校教育の指針について

議第 3号 新発田市就学援助規則の一部を改正する規則制定について

議第 4号 新発田市文化財調査審議会委員の委嘱について

議第 5号 新発田市青少年健全育成センター運営審議会委員の委嘱について

議第 6号 新発田市少年補導委員（一般）の委嘱について

議第 7号 県費教職員の人事異動内申について

日程第5 その他

○ 会議に付した事件

議事日程に同じ

○ 出席者

大 山 康 一 教育長

関 川 直 委 員（教育長職務代理者）

外 山 陽 子 委 員

桑 原 ヒサ子 委 員

笠 原 恭 子 委 員

○ 説明のため出席した者

教育総務課長 杉 本 茂 樹

教育総務課長補佐 大 森 雅 夫

学校教育課長 澁 谷 一 男

文化行政課長 平 山 真

中央図書館長 平 田 和 彦

中央公民館長 伊 藤 英 策

青少年健全育成センター所長（兼児童センター所長）
本 間 栄 一

○ 書 記

教育総務課長補佐
佐久間 与 一

教育総務課学事係長
小 室 貴 史

○ 資料確認

○大山教育長

それでは、ただ今から教育委員会平成29年3月定例会を開会します。

日程第1 会議録署名委員の指名について

○大山教育長

日程第1 会議録署名委員の指名についてであります。外山委員を指名いたします。

日程第2 前回定例会会議録及び臨時会会議録の承認について

○大山教育長

日程第2 前回定例会会議録及び臨時会会議録の承認について、お諮りいたします。

すでに送付してあります会議録について、ご質問等ございますか。

○大山教育長

なければ、承認の方の挙手をお願いいたします。

○大山教育長

挙手全員でありますので、前回定例会会議録及び臨時会会議録は承認されました。

日程第3 教育長職務報告

○大山教育長

日程第3 教育長職務報告を行います。

職務報告については、既に送付してあります「教育長職務報告（平成29年2月1日～平成29年2月28日分）」によりご了承願います。

○杉本教育総務課長

職務報告につきまして、本日お手元に配付いたしました「差し替え」を本報告に替えさせていただきたいと思っております。よろしくをお願いいたします。

○大山教育長

変更部分の説明をお願いします。

○佐久間教育総務課長補佐

職務報告に記載の1「会議等の出席」のところにある「平成29年2月13日の第3回新発田市所蔵美術作品展「布川勝三展」開催実行委員会」について、当初資料では2の「総会、行事等の出席」のところに記載していましたが、1の「会議等の出席」に持ってきたということでもあります。同じく「2月22日の新発田市青少年問題協議会」についても、当初2の「総会、行事等の出席」に記載していたものを1の「会議等の出席」に持ってきたということがございます。

それとは逆に「2月24日の平成29年度当初予算編成慰労会」について、当初1の「会議等の出席」に記載しておりましたが、2の「総会、行事等の出席」に入れさせていただいたということがございます。以上です。

○大山教育長

1の「会議等の出席」と2の「総会、行事等の出席」の区分の入替ということでございますので、よろしいでしょうか。

【「わかりました」との声】

○大山教育長

この件につきましては、他に何かございますでしょうか。

○大山教育長

ないようでありますので、教育長職務報告については、了承することとしてよろしいでしょうか。

【異議なし】

○大山教育長

異議なしと認め、教育長職務報告は了承されました。

日程第4 議 題

○大山教育長

日程第4 議題に入ります。

議第1号 平成29年度新発田市一般会計当初予算(案)について、審議します。
杉本教育総務課長から説明をお願いします。

○杉本教育総務課長

それでは議第1号についてご説明いたします。資料は、「平成29年度当初予算(案)概要」と「主な事務事業説明資料」の二つを使って概略を説明したいと思いますので、お手元にご用意願います。

それでは最初に「当初予算(案)概要」の2ページをお願いいたします。表題が「平成29年度一般会計当初予算概要」でございます。その(1)概要の下の表をご覧くださいと思います。平成29年度一般会計「当初予算総額と主な内容」でございますが、「本年度当初予算額」が421億5千万円ということになっております。相対では、前年度と比較いたしますと増減率がマイナス10.5%になります。そのうち歳入、歳出で要点だけ見ていただきますと、歳入の市税が2.2%伸びております。また、市債をご覧くださいますと増減率で、マイナス39.5%になっております。財政調整基金の繰り入れでは、12.5%の増ということで、歳入の構造上、今ほど申し上げました点が大きな要素となっております。また、増減理由につきましては後ほどご説明申し上げます。

また、歳出でございますが、普通建設事業という真ん中の欄になりますが、マイナス42.7%ということになっております。

概略としては、大きな増減、また市税が若干伸びているという要素がございます。

次に、その説明になりますが、資料を先に進んでいただきまして、10ページ、11ページをご覧くださいと思います。10ページは「市債」の欄でございます。

一行目でございますように、市庁舎の完成に伴って庁舎建設事業債の減額ということでございます。また3行目、教育債ですが、東小学校建設や歴史図書館建設ということで、教育債が伸びているということで、借入金市庁舎の減、教育債の増ということでありまして、表の中をご覧くださいますと普通債の総務債ではマイナス90.2%、市庁舎建設事業が完了したということ、それから教育債では257.3%の増ということで、東小学校建設事業や歴史図書館整備事業ということで大きく伸びたということでございます。

11ページであります、教育費の伸びはどうかということですが、10款の教育費につきましては、全体の予算の中で教育費が占める割合は14.2%の59億7200万円、増減率でいいますと15%伸びているということでございまして、東小学校建設事業や認定こども園支援事業というようなことであります。この教育費のところには、教育委員会所管以外のものも若干含んでおります。スポーツですとかそういった予算も含んでおりますし、また、育成センターの民生費などはこの教育費には入っておりませんので、教育委員会が所管する純粋な予算ということと見ますと、ここに数字の記載はありませんが、14%の増ということで、教育委員会が所管する事務事業も予算規模としますと非常に大きく伸びているということが、予算上見てとれます。

その主な事務事業の中身ということで、次の資料になりますけれども、「主な事務事業説明資料」をご覧いただきたいと思っております。中身を進んでいきますと教育委員会に関わる部分は33ページからになります。

今申し上げました予算の総額の中で教育委員会が所管する各課の主な事務事業ということで、予算の概要を説明させていただきたいと思っております。

最初に教育総務課ですが、34ページをお願いいたします。

左上の「学校教育」に関するもので「小学校図書館支援事業」ですが、事業説明に記載がありますが、これまで図書館支援員を市内の小中学校31校のうち20校に派遣をしております。支援員を派遣している学校以外のところはPTAに委託という形で学校図書館を支援しております。

その支援員を派遣している20校の派遣人数について、今まで2人だったものを新年度から4人に増員するというので、倍増して小中学校の図書館の支援を充実するというので予定をしております。

それから主だったものを申し上げますと、「学校環境」ということで下から2つめの○で東小学校建設事業では、来年4月の開校を目指して、今年度は校舎本體工事の2年目、外構工事、それと合わせてグラウンドの設計に入っていくということで、校舎の完成後も引き続きプールの建設やグラウンドの整備を進めていくということで要求をしております。校舎本體については、今年の秋には完成を予定しております。その後、備品等の搬入等開校に向けた様々な準備を進めていくことにしております。

また、二葉小学校グラウンド整備事業につきましては、いよいよ工事に着手いたします。2か年の事業でありまして今年度は主に排水関係とグラウンドの周辺部分のネットの整備ということで進めます。来年度は面の整備といいますか、中心部分のグラウンドを整備して30年度に完成する予定にしております。

右手の35ページの上段であります、住吉小学校グラウンド整備事業、これが新しい事業であります。いよいよ住吉小学校のグラウンド整備に着手できるということで新年度に実施設計を進めたいということになります。

それから学校教育課に係る部分です。

下から三つ目の○ 学校支援地域本部事業ということであります。これまで第一中、御免町小、東豊小で本部を設置しておりましたけれども、新年度においては新たに本丸中、外ヶ輪小、二葉小で取り組みを開始するというものでございます。

また、次のページ、36ページの小学校教育運営事業ですが、真ん中に中学校教育運営事業というものもありますが、小中合わせて介助員を小学校81人、中学校

25人ということで今年度と同様の体制で特別支援の対応をしていきたいということでもあります。

また、小中学校でのALT、補助教員の派遣ということで、記載の職員体制で外国語の授業を進めているということでもあります。

また、小中学校でも引き続きCRTを実施するということでもあります。一番下でありますけれども、中学校の学力向上では、引き続き数学担当の指導主事を配置するというので、進めていくことにしております。

右手37ページの上段、小中学校健康診断事業であります。新年度には県費教職員のメンタルヘルスチェックもこの事業の中で開始する予定としています。

中ほどの「放課後子ども教室推進事業」では、これまでの二葉小、菅谷小に加えまして、外ヶ輪の教室を開設したいということで、考えております。

その下の、小中学校の遠距離通学の支援ということでは、新年度から冬期の通学支援を充実したいと考えております。

また、文化行政課にあつては、お城等の公開事業に取り組むほか、次の38ページであります。埋蔵文化財の発掘調査の本調査を2地区予定していることや新発田城の石垣につきましても引き続きレーザーによる定点観測を実施いたします。

また美術品展示事業では、「渡辺 義平さん」という元教育長をやられた方について、亡くなられてはおられますが収蔵品を多数市に寄贈いただいております。この渡辺義平先生の作品、所蔵されているものを広く市民に公開をしてみたいと考えております。

また中央図書館につきましては、事務事業名が「駅前図書館」ということで、旧の事務事業名になっておりますが、これは中央図書館事業というふうに次の機会にしっかりと訂正していきたいと考えております。予算書並びに主な事務事業で駅前図書館という表記になっております。お許しいただきたいと思っております。

下から二つ目の○の歴史図書館整備事業ということで、29年度におきまして、歴史図書館の改修工事を完了させて、下の新しい【新】歴史図書館事業ということで、資料等を整備いたしまして、30年度からの開館に向けて準備を進めてまいります。

39ページの中央公民館であります。上から三つ目の○防災教育推進事業であります。これまで28年度は4校の小学校で防災教育という形で取り組んでいただきましたが、新年度におきましては全小学校に働きかけをして、防災教育の授業を「あかたにの家」で実施していただきたいということで調整を進めていくことにしております。

土曜学習支援事業がございますが、これまで加治川、豊浦、紫雲寺の各地区公民館で実施をしておりますが、新年度においては中央公民館でも、場所は学習センターを会場として土曜学習に取り組みたいと考えております。

めくっていただきまして40ページですが、最上段に全国花嫁人形合唱コンクール運営事業がございます。今年で20周年ということで、記念すべき20年を迎えます。この記念のコンクールを実施するということでもあります。関連をいたしまして、その下の市民文化会館教育鑑賞事業ということでは、説明欄の中にありますように全国花嫁人形合唱コンクール20周年記念ということで、「東京混声合唱団新発田公演」ということで予定をしております。教育鑑賞事業の中では市制施行70周年を記念した「海上自衛隊東京音楽隊新発田公演」ということも予定をしてお

ります。

また、青少年健全育成センターにおきましては、各種会議の運営事業等を含めまして進めますが、特に児童クラブの運営事業では、19児童クラブの運営を進めるわけでありましたが、この29年4月からは新しく猿橋児童クラブが小学校の敷地内に完成をいたしまして、新年度からすぐに子どもたちを受け入れるということで、いま準備を進めております。4月に入りましたら教育委員の皆様にも視察をしていただけたらと思っておりますが、そのへんはまた相談の上進めていきたいと思っております。

教育委員会各課等の主な事務事業をご説明いたしました。予算の概要と各事務事業の主なものをご説明申し上げまして、新年度の教育委員会に係る予算をご説明申し上げます。以上、よろしく願いいたします。

○大山教育長

1号議案の説明が終わりました。ご質問のある方お願いいたします。

○関川教育長職務代理者

グラウンド整備のことについてお聞きしたいのですが、二葉小と住吉小のグラウンド整備のことなんですが、二葉小学校が2か年事業ということなんですが、学校がグラウンドを使用することの支障はあまりないまま工事を進めていくことはできるのでしょうか。特に二葉小ですが。

○杉本教育総務課長

学校では特に体育の授業、もしくは小学校の場合は春になりますと5月に運動会がございますので、そこにできるだけ支障のないように取り組みたいと思っております。学校とも調整を重ねているところであります。授業につきましてはどうしても年間を通してということになりますので、現場の作業が入りますと、新年度（初年度）につきましては、外回りの工事になりますので、中の部分はお使いいただけたらと思っておりますが、安全を第一にグラウンドを可能な限り使っていただきたいと考えております。

住吉小学校につきましても、そのように調整をしております。特に2か年に渡ってのグラウンド工事になりますと、春先に運動会がありますので、特に住吉小学校の場合も二葉小学校の場合も、東小学校と違って、近くの中学校のグラウンドを借りて行うということはなかなか難しい状況にありますので、現在のグラウンドで可能な限り体育の授業や運動会も学校と調整して工事の進捗に合わせて安全第一に使用できるような体制をとっていきたいと思っておりますが、どうしても使えない期間が出てまいりますので、そこにつきましては、学校と調整しながら必要に応じた対応をしていきたいと思っております。

われわれも工事を進めるうえでその点を最大重要視しながら工事の進捗を図っていききたいと考えております。

○関川教育長職務代理者

状況については把握しました。

一つだけ違う視点からの意見ですが、正門から新しい校舎の玄関まで車で抜けら

れない構造になっています。人は通れますが。
車は玄関まで抜けられましたか。

○杉本教育総務課長

西名柄側の方が正面になります。正面が広い職員駐車場として整備しました。
正面から入って左手にプールがあると思います。車としますと児童玄関の前を通る構造になっておりませんので、グラウンドに車で入るためには、体育館側を回って反対側から入らざるを得ない構造になっております。

○関川教育長職務代理者

ああいう構造になったわけはあるのですか。
私は極めて不便だと感じているのですが。

○杉本教育総務課長

いまの児童玄関の前に車が通るスペースが確保できないということで、歩車分離ではないですけれども、そういう趣旨で体育館を回るような形の導線にしました。

○関川教育長職務代理者

素人考えですが、西名柄側の正門から入って、多少曲がったりしてもいいですが、今の児童玄関の前まで車が通ってこれるようにしたら便利だと思います。
現状は体育館の方から回って反対側からしか入れないという不便さを解消できないのかなと疑問を持っているんです。学校はこの点について何も言っていないのか不思議に思うのですが。

○杉本教育総務課長

職員駐車場側から直接車で児童玄関までは行けませんが、子どもたちが歩く導線は確保してあります。

○関川教育長職務代理者

子どもたちにとっては安全でいいんですが、なんとなく構造的に不便ではないかと、現場を散歩しながら思っています。
学校側も何も言わないのかなと不思議に思っているんです。
今回、グラウンドをフェンスとかも含め、いじっていくということであれば、工事の中で児童玄関まで車で行けるようにしたらどうかと思うんです。
学校は不便は感じていないんでしょうか。

○杉本教育総務課長

校舎を建築する際もそうでしたし、グラウンドの整備についてもバックネットをどこに配置するとか、どういう構成にするかについて、私どもが一方的に進めるのではなく学校と十分協議をして進めております。
例えば、住吉小学校のグラウンドにつきましても、これから設計に入るところですが、住吉小学校の場合は駐車場もある程度グラウンドの中に整備したいということで考えておりますが、その前の段階で、私どもの初期の計画では桜並木の内側に

駐車場を配置したいというふうに考えて学校側と協議し、学校側では、そこは運動会などがあると保護者たちが桜の下でお弁当を広げるような場所なので、反対側にできないだろうかという意見があったりということで、学校側とはいろんな形で協議をしながら進めております。

○関川教育長職務代理者

住吉小学校の場合は、ああいう形の土地ですので、それなりでいいと思いますが、二葉小学校の場合は、駐車場を作る段階でなんとかできたのではないかと思うんです。今回グラウンドを整備するにあたって、工事車両とか車がどこをどういうふうに通っていくのか。隣の水路を挟んで反対側の土地は市の土地ですよ。そこを含めた総合的な整備を考えたら、随分違った空間になるのではないかと思います。

学校のリクエストとしては今のところないわけですね。

○杉本教育総務課長

学校側と協議しながら進めてきておりますので、そういったリクエストは今のところはありません。

○関川教育長職務代理者

わかりました。

○大山教育長

そのほかにはありますでしょうか。

○大山教育長

他にないようであれば、議第1号 平成29年度新発田市一般会計当初予算(案)については、原案のとおり可決することとしてよろしいでしょうか。

【異議なしとの声】

○大山教育長

異議なしと認め、議題1号については可決することに決しました。

○大山教育長

次に議第2号 平成29年度新発田市学校教育の指針について、審議します。

○大山教育長

澁谷学校教育課長から説明をお願いします。

○澁谷学校教育課長

2月の定例教育委員会で案をお示しをして、その後ご意見をいただき、本日の提案ということになります。

3月1日に定例校長会が行われまして、そこで若干字句の修正がございましたので、以前にお配りしたとじ込みの資料ではなく、本日配付したものでご説明させて

いただきます。

ご指摘をいただいたところを中心に説明させていただきます。前回から変えた部分についてアンダーラインを引いておりますので、よろしく願いいたします。

まず一番左上の「家庭・地域とともに歩む学校・園づくり」というタイトルですが、教育委員会の所管が幼稚園ということで説明申し上げたところ、「ここは園づくりではなく、幼稚園づくり」としてもいいのではないかとご指摘をいただきました。そうしますと、「小・中学校・幼稚園づくり」と正しくはそうなりますので、ここはタイトルということもあり「学校・園づくり」のままでお願いをしたいと思います。

その下の学力、「学ぶ意欲を喚起する授業」のところ。「アクティブ・ラーニング」の表記がありましたけれども、実はご案内のように文部科学省が「アクティブ・ラーニング」という言葉について、「学習指導要領改訂案は広い意味では法令ということになるので、きちんと定義のないカタカナはなかなか使えない」ということで、文部科学省は2月に「アクティブ・ラーニング」という言葉を外したんです。誤解のないようにきちんと日本語での表記というようなことで「主体的・対話的で深い学び」、この「主体的」、「対話的」、「深い学び」は同列なんです、「主体的・対話的で深い学び」という表現になっております。意味はいままでと全く同じです。文部科学省に揃える形で、「主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業の工夫と研修の充実」ということで、ここを目指した授業改善とそれに向けた研修を行いたいということで、このような表記にいたしました。

それからその下の「新発田市授業スタンダード」ですが、これが「固有名詞であればカギ括弧で括ってはどうか」というご指摘をいただきました。そうすると「分かる、できる、楽しい」もカギ括弧で括ってございましたので、この行がカギ括弧が非常に多くなりますので、そこは外しまして、「新発田市授業スタンダード」をカギ括弧で括り、分かる、できる、楽しいのところは読点でつないで表記をしてみました。

真ん中にいきまして、「豊かな心を育む教育の推進」のところの下の「問題行動等に対応し」というところにアンダーラインがございまして、ここは「情報の共有化と即時対応できる」というところから始まっていたのですが、「何の情報共有化なのか」というご指摘をいただきまして、いじめ、不登校等様々な問題行動ということで、「問題行動等に対応し」と付け加えさせていただきます。

その下の「人権教育、同和教育」の部分です。人権感覚を高める「人権教育、」となりますと、人権感覚を高める人権教育、英語力を高める英語教育のような表現にもとれるということで、実は「人権教育、同和教育」の意味は中点（・）で括ってないところがミソでありまして、中点（・）だと人権教育と同和教育は並列です。ただ、これは県教委も非常にこだわりを持った読点（、）でありまして、同和教育を中核に据えた人権教育という意味の点（、）なんです。一括りの言葉としての「人権教育、同和教育」ということで、ご理解をいただきたいと思います。そこでカギ括弧を付けさせていただきます。そして人権感覚を高める「人権教育、同和教育」ということで表記をさせていただきました。

その下の幼児教育のところですが、下から2番目に幼稚園評価の確実な実施とあります。それと合わせて一番下の部分について、所管が幼稚園であれば保育園は外してもいいのではないかとご指摘だったんですが、接続については保育園につ

いても学校直属の訪問相談員が訪問指導して、いろいろ発達についての相談をしたり支援を行っていますし、また学校でも幼稚園・保育園との引き継ぎをきちんとやっています。スタートカリキュラムがこれからは大事だというふうに言われているところも踏まえまして、「保育園・幼稚園、小学校の円滑な接続」というふうなところはそのまま表記をさせていただいています。

以上になります。よろしくお願ひいたします。

○大山教育長

説明が終わりました。何かご質問等あればお願ひいたします。

○大山教育長

だいぶ皆様からご意見をいただいて最終版ということで、今日決定ということですか。

○澁谷学校教育課長

ご承認いただければ、これで決定したいと思います。

○大山教育長

よろしいでしょうか。他にないようであれば、議第2号 平成29年度新発田市学校教育の指針については原案のとおり可決することとしてよろしいでしょうか。

【「異議なし」との声】

○大山教育長

異議なしと認め、議第2号については可決することに決しました。

○大山教育長

それでは次に議第3号 新発田市就学援助規則の一部を改正する規則制定について、審議いたします。

澁谷学校教育課長から説明をお願いします。

○澁谷学校教育課長

それでは議案の5ページ、議案に係る資料の1ページをお願ひいたします。

議案に係る資料の説明書と新旧対照表を主に使いましてご説明いたします。

この間議会でも何度かご指摘をいただいております、入学準備金について、中学校に入学してからではなくて入学準備金の趣旨から考えれば、小学校6年生の時に支給するのが妥当ではないかというご意見をいただいていたところです。今回見直しを行いまして、平成30年度入学者から6年生のときに支給できるように制度を改めたいということで、規則改正についてご提案させていただくものです。

主な改正内容については、前倒し支給に合わせて、今の実態に即していないもの、あるいは文言が適切でない、合っていないというものもありましたので、それも併せて加筆修正をさせていただいたというものであります。

特に新入学生徒の入学準備金に係るところは、主な改正内容の(3)になります。

「通学用品費」から「第2学年以上の学年」を削除し、第1学年の児童生徒も対象とする。「入学児童生徒学用品費等」から「(年度当初に援助給付対象として認定された児童又は生徒に限る。)」の文言を削除し、中学校入学後の認定を待たず、小学校6年生のうちに中学校で必要となる新入学用品費が支給できるよう改正する、というものでございます。

ここが6年生のうちに支給できるようにするというところの改正であります。

その上の(1)、(2)ですが、(1)の「資格」を「対象者」に改めるというのは、就学援助の性質から「資格」ではなく「対象者」という言い方が正しいのではないかと法制執務室からご指摘をいただき改めるというものです。また、市外の小学校、中学校に在学している児童生徒及び市立小学校、中学校に在学する市外に住所がある児童生徒も対象者に含める項目を追加する、(2)は「対象経費」を追加するとありますが、(1)、(2)については、新旧対照表の2ページをご覧ください。

これまで、就学援助費を支給できる者については、新発田市に住所を有し、別表1に掲げる者となっていたのですが、実態は、新発田市に自宅があり新発田市の学校に通っている子、あるいは(2)になりますが、新発田市に住所があつて、新発田市以外の学校に通っている子についても今、就学援助の対象になっています。また市外に住所があつて、いわゆる区域外通学をしている子どもたち、新発田市の学校に通っている子どもたちも支給対象にしていますので、ここの規定が現状に合っていないので、今回の改正に合わせて一緒に改めるということです。

その下の「対象経費」のところですが、(1)は新発田市に住所があつて新発田市の学校に通っている子、(2)新発田市に住所があつて新発田市以外の学校に通っている子については、学校給食費と医療費については、通っている先(自治体)から支給されますので、それを除く援助費目ということで規定してありますし、

(3)の新発田市以外に住所があつて新発田市の学校に通っている子については、学校給食費と医療費を新発田市からの援助費目にするということで、援助する家庭について現状に合うように見直したこと、そこに対象経費というものも併せて記載をさせていただいたということでもあります。

そのほかアンダーラインを引いているところについては、例えば6ページ(6/10ページ)の「市町村税」というところは正しくは「市町村民税」、「保険料の減免」は「保険料の免除」というようなことで、文言を適正な表記に改めたということで、ご理解をいただきたいと思えます。

大きなところは、6年生のうちに支給できるようにしたところ、それから支給対象者、支給経費について現状に合うように見直したところ、あと細かい文言を併せて修正させていただいたということでもあります。

以上、よろしく願いいたします。

○大山教育長

説明が終わりました。ご質問等あればお願いしたいと思います。

○関川教育長職務代理者

異議があるわけではなくて、単純な疑問なんですけど、議案に係る資料3ページの右側上段に(1)、(2)、(3)とありますが、(3)に新発田市以外に住所を有し、新発田市立の小学校又は中学校に在学している児童生徒の保護者というものが対象者

として記載されていますが、これについては何ら疑義はなかったのでしょうか。本当に対象者に含めていいのかという気持ちがあるんですが。だれも疑問を呈しないのか。この保護者というのは新発田市に住民税を納めているわけですか。新発田市立の小中学校に通うためには、住所が市内に移っていなければならなかったんじゃないかと思います。福島県の場合は例外なのかもしれないですが、厳密な区別というのはなされているのでしょうか。外部から指摘をされたときに大丈夫なのかという気がしますので、質問させていただきました。

○大山教育長

実態として、そのようになっているということですか。

○澁谷学校教育課長

関川委員がおっしゃるとおり、福島からの避難者はまさにそうだと思いますし、何らかの事情を抱えて区域外就学をせざるを得ないという家庭は何人かはいらっしゃると思います。

○関川教育長職務代理者

たとえば部活動等の場合は原則的には確実に住所を移していますよね。

○澁谷学校教育課長

部活動のみ参加するというのは認めていません。

○関川教育長職務代理者

新発田市に住んでいるという実績をきちんと作ってからやっているから形式上問題はないのですか。

○澁谷学校教育課長

たとえば虐待で児童相談所や警察が絡んでいると、たとえ親権があっても父親にはお知らせしないで秘密裏に動いているものもありますし、様々なケースがあります。

○関川教育長職務代理者

この一項は、いろんなケースを想定してあるということですね。

○桑原委員

重ねて質問ですが、(3)については、他の自治体の就学援助規則の中にも相互的に行うため同様の文言が入っているということですか。

○澁谷学校教育課長

他の自治体の規則を細かく見ていないので、正確なところはわかりませんが、おそらくここについては、給食費と医療費のみこちらで支給しますということになっていますので、自治体同士はお互い同じような対応になっていると思います。

○桑原委員

そうですね。

そうしないと、条件によって二重に支給を受けたり、受けられなくなったりということが起きるわけですね。

○澁谷学校教育課長

そういうこと（二重に支給を受ける）はないです。

○関川教育長職務代理者

これは学務係が担当しているのですか。

○澁谷学校教育課長

そうです。

○関川教育長職務代理者

そうすると学務係サイドで各市町村等の状況を調べてやっているかどうかはわかりませんが、私は新発田市は手厚い市だと思っているんです。他市と比べて、新発田市はそこまでやっているのかと思ってもらえるのではないかと思います。

何らかの機会にこういった質問が飛び出すわけですので、きちっと各20市の状況も把握し、新発田市は20市中こうなっていますとか、きちんとした根拠を係で持っていた方がよいのかなと老婆心ながら思います。

○外山委員

確認ですが、8ページ下段の「通学用品費」のところですが、（現行規定にある「第2学年以上の学年」が改正後（案）ではなくなっているということは）学年を外したという意味ですか。

空白部分にアンダーラインがあるところですが。

○澁谷学校教育課長

そのとおりです。

○大山教育長

そのほかはありませんか。

○大山教育長

私から聞くというのも変な話ですが、市外から新発田市に転入してくる中学校1年生の方、たとえば、新潟市に住んでいたが、市内の学校に転入してきましたといった場合、6年生のときは新潟市の子どもですからこの規定の対象にならない、新潟市の場合は6年生のときに前支給を受けているからいいと思いますが、前支給を受けていない自治体から転校してきた場合は、この規定だと救えないことになるのでしょうか。もう一点は、小学校で支給した子どもが転校して市外に出て行ってしまったという場合の二つのケースについてどう対応するのが、この規定ではわからないので教えていただけますか。

○澁谷学校教育課長

支給対象になっていない自治体から転校してきた子については、やはり支給できるようにしていきたいと思えますし、その逆のパターンで、支給した子が出ていった場合については、返してくださいというわけにもいきませんから、そのあたりの課題は整理しなければならないと思えます。

それこそ転校先でも支給されると二重になりますので。

○大山教育長

たとえば、出ていく子についてはどこに行くか、あらかじめ就学先を決めるわけですから、把握できますよね。この子はいなくなるからということで、支給しないという方法をとるんですか。

たとえば新潟市に行きますというケースではどうなりますか。

○関川教育長職務代理者

前もって認定して支給するという事は、法的に整備されれば、どこに行くかわからない状態で、だれが見ても次は市内の中学校に入学するだろうなというご家庭を想定した場合、急に市外の学校に転校するという事は、ないわけではありません。結構ある事例だと思います。そうするとすでに支給したという事実があるとすれば、これは転校先の教育委員会に連絡をして、「この子は新発田市で支給しています」ということをすれば、二重支給というのは防ぐことができるのかなと思えます。

きちっと手続きを明確にして次に引き継ぐ、出ていった先に引き継ぐということができるようしておいた方がいいと思えます。

○桑原委員

いまの件で、5ページに援助費の返還という項目があります。そこに関わるかもしれない事例だと思いますが、文言をみるとそういったケースは含まれていません。文言を見ると支給が取り消されたときか、ここにいるとして長期欠席、行事不参加だったら返還させるということしか書いていないので、いま教育長さんがおっしゃった事例は含まれていないですね。

○外山委員

本人から回収するというのはなかなか難しいから、いま関川委員がおっしゃったように「こちらでは支給しています」ということを、転校する場合は手続きをしますから、相手の学校に連絡する程度しかできないと思えます。

本人に返せといっても、なかなか難しいと思えます。生活が厳しければなおさらです。

○大山教育長

規則ですから議会で審議ということはないですが、あらかじめ想定されていた質問、議会でも質問があって私の方で少し調査研究させてくださいと答弁したこともあったので、そのへんの対応がきちんと整理されていないと困るので、「途中転入についてはこの条項によりこうやって救えるんです」とかということがはっきりわかるようにすべきだと思うので、もう少し整理していただけるとありがたいと思えます。

○澁谷学校教育課長

わかりました。

○大山教育長

これは規則ですから、次回でも修正版を出せると思います。

○関川教育長職務代理者

できるだけ、具体的、現実に即した形で法整備すべきだと思いますので、少し時間をかけてでも、より精査した形で提案できればいいのではないのでしょうか。

○澁谷学校教育課長

ありがとうございます。

○大山教育長

これは今、この状態でいったん可決しないとまずいのでしょうか。

○澁谷学校教育課長

この後の手続上でしょうか。

○大山教育長

4月以降の手続上の問題としてです。

○杉本教育総務課長

29年4月入学には適用されません。30年4月入学の入学準備金に適用ですので、29年度末に支給ということになります。

○大山教育長

簡単に言えば、この議案を次の定例会にもう1回検討して提出するというところでいいのか、それとも来月4月の支給に影響することがあるのかどうか。

○澁谷学校教育課長

4月支給には影響しません。

○大山教育長

入学準備金の前支給ではなく、それ以外の部分に差し障りが出ることはないのでしょうか。

○澁谷学校教育課長

ないです。

○桑原委員

前倒しで支給するというのは3月に支給するということですか。

○澁谷学校教育課長

2月頃になります。

○大山教育長

学用品を揃えなければならない時期に間に合うように支給するという事です。

○桑原委員

それよりも前に決まっていなくて困るわけですね。

○関川教育長職務代理者

まずは現行どおりでいいわけです。

ただ、法整備だけきちんとすればよいので、慌てて不備なものにするよりもしっかりと精査して、5月なら5月にもう1回、きちんとこの内容でいきたいのでよろしく願いしますということになればいいと思うのですが、いかがでしょうか。

○大山教育長

それでは、第3号議案については、再度、調査、調整のうえ再提出をお願いいたします。

○大山教育長

それでは、次に、議第4号 新発田市文化財調査審議会委員の委嘱について、審議します。

平山文化行政課長から説明をお願いします。

○平山文化行政課長

議第4号新発田市文化財調査審議会委員の委嘱について、ご説明いたします。

文化財調査審議会は、新発田市文化財調査審議会条例に基づき設置されている教育委員会の附属機関であります。当審議会は教育委員会の諮問に応じ、新発田市の区域内に所在する文化財の保存及び活用に関する事項を調査若しくは審議し、必要と認める事項を教育委員会に建議する審議会でございます。

この審議会委員の任期は2年でございます。現委員の任期は平成29年3月31日をもって満了となりますことから、平成29年4月1日から新たに委員の委嘱が必要であるということでございます。新たな委員といたしまして議案説明書に記載しております方々に委嘱することにつきまして、教育委員会の承認をいただきたいというものでございます。説明につきましては以上でございます。よろしくお願いいたします。

○大山教育長

説明が終わりました。質問等ございますでしょうか。

○桑原委員

職業等の欄のことですが、職業ですので、表記はこれで十分だと思いますが、どこの中学校の非常勤講師なのか、元博物館館長とありますが、どこの博物館なのか明記しないものかと思いました。短期大学とあるのは、新発田であれば職業能力開発短期大学校が常識であるため省略されているのだと思いますが。

次の議案に出てくるのは職業ではなく、所属となっていますので非常に詳しく出ています。あるところは所属ということで、「新発田市立加治川中学校」と詳しく書いてあります。たまたま二つの委員の議案が出てきたので、ずいぶん表記の仕方が違うと感じました。

○関川教育長職務代理者

文化財調査審議会委員ですから、どこかに所属する必要はないわけです。この職業等は、元市議会議員というのは等に含まれるわけです。書かなくてもいいわけです。

なくてもいいものですが、あった方が「ああ、あの人か」ということでわかりやすいということはあると思います。

この職業等の表記は正確ではないです。

○外山委員

でもこういった方々は元市議会議員という肩書が大事だと思っていらっしゃると思うので、これでいいと思います。

○関川教育長職務代理者

簡単に言えば、こういうことに知見の優れた人たちなんです。

職業等の記載がなくても何の問題もないんです。資格等が論じられているわけでもないのです。

たとえば、伊藤さんは「歴史」が担当で「再任」というだけでも十分わかりがよいと思います。大沼さんは「歴史・古文書」、時田さんは「建造物」、松川さんは「美術・工芸」だけでいいのではないかと思います。

○大山教育長

先ほど桑原委員から発言のあった博物館と中学校名はわかりますか。

○平山文化行政課長

松川さんは4月以降替わるかもしれませんが、今現在は川東中学校で教えていらっしゃると思います。

宮崎さんは新潟市北区の博物館であります。

○大山教育長

育成センターの方は充て職ということもあって所属がわからないと、あたっているかどうかというのが確認できないので書いてあると思います。

○大山教育長

そのほかはいかがでしょうか。

○関川教育長職務代理者

書いてあっても邪魔にはならないけれども、あえて必要はないということでカットしていただいて議会に出してもらっても構わないと私は思います。議員さんも問題にするとは思いませんが。

○外山委員

名前の次に大切なのは、担当分野です。備考欄にそういうのが書いてあるのがいいんじゃないでしょうか。

元市議会議員の方々は、元市議会議員であることに大変誇りを持っていらっしゃる場合が多いので、備考欄に記載した方がいいのではないかと思います。一番大事なのは名前と担当分野、そして備考にそういう記載があるというのがいいと思います。

○平山文化行政課長

ご指摘いただいた点も含めて今後改善させていただきたいと思います。

○大山教育長

これは議会にも出されるのですか。

○平山文化行政課長

議会には出ないです。

○大山教育長

ここで承認すればいいんですね。

○平山文化行政課長

はい。

○大山教育長

それでは次回以降そういう改良を施したいということでもあります。

○大山教育長

そのほかありますでしょうか。

【「ありません」という声】

○大山教育長

それでは他にないようでありますので、議第4号新発田市文化財調査審議会委員の委嘱については、原案のとおり承認することとしてよろしいでしょうか。

【「異議なし」との声】

○大山教育長

異議なしと認め、議第4号については承認することに決しました。

○大山教育長

次に、議第5号 新発田市青少年健全育成センター運営審議会委員の委嘱について、

審議いたします。

本間青少年健全育成センター所長から説明をお願いします。

○本間青少年健全育成センター所長

それでは議案書の10ページ、議案に係る資料の16ページをお願いいたします。新発田市青少年健全育成センター運営審議会委員の委嘱につきまして、所属団体の役員の改選に伴いまして、2号委員であります関係団体の役員として一般社団法人新発田青年会議所副理事長の宮澤大樹氏、5号委員、児童民生委員として新発田市民生委員児童委員連合会児童部長であります加藤俊郎氏を新たに委員として委嘱申し上げたいというものであります。

なお、任期につきましては委嘱の日から前委員の残任期間ということになっていきますので、平成29年8月6日までとなっております。以上でございます。よろしくお願いいたします。

○大山教育長

説明が終わりました。何かご質問等ございますでしょうか。

○大山教育長

ご質問等がないようですので、議第5号新発田市青少年健全育成センター運営審議会委員の委嘱については、原案のとおり承認することとしてよろしいでしょうか。

【「異議なし」との声】

○大山教育長

異議なしと認め、議第5号については承認することに決しました。

○大山教育長

次に、議第6号 新発田市少年補導委員（一般）の委嘱について、審議いたします。本間青少年健全育成センター所長から説明をお願いします。

○本間青少年健全育成センター所長

それでは議案書の12ページ、議案の係る資料の18ページをお願いいたします。少年補導委員につきましては、任期が2年ということで委嘱を申し上げているところですが、この3月末で2年の任期が終了することから、新たに補導委員を委嘱したいというものであります。このたびは、一般の補導委員2名が引退され、継続される方22名の委嘱をお願いしたいというものであります。なお、教職員及び新規の一般補導委員につきましては、新年度に入りまして学校の推薦または一般公募が決定し次第お諮りしたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。委嘱期間につきましては、平成29年4月1日から平成31年3月31日までの2年間となっております。以上でございます。よろしくお願いいたします。

○大山教育長

説明が終わりました。何かご質問等ございますでしょうか。

○大山教育長

ご質問等がないようですので、議第6号新発田市少年補導委員（一般）の委嘱については、原案のとおり承認することとしてよろしいでしょうか。

【「異議なし」との声】

○大山教育長

異議なしと認め、議第6号については承認することに決しました。

○大山教育長

次に議題7号 県費教職員の人事異動内申について、審議いたします。

○ 大山教育長

お諮りします。議第7号につきましては、人事案件でありますので、新発田市教育委員会会議規則第6条第1項第1号の規定に基づき、当議事は非公開としたいと思います。

当議事を非公開とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

○ 大山教育長

挙手全員でありますので、当議事は非公開とすることといたします。
澁谷学校教育課長以外の職員は退席願います。

【澁谷学校教育課長以外の職員は退席】

【審議】

（新発田市教育委員会会議規則第15条第3項の規定に基づき、審議内容は記録なし）

【退職した職員は席に戻る】

○ 大山教育長

審議は終わりましたので、議事の非公開を解きます。

日程第5 その他

○大山教育長

続きまして日程第5その他に入ります。
事務局から何かありますでしょうか。

○伊藤中央公民館長

中央公民館からですが、学習センターで管理しています視聴覚ライブラリーが解散

したことにより分与したものがございました。その供用期限がこの3月31日で終了いたします。そういったことから、今まで三市北蒲ということで4市町村で管理してきたものが、供用できなくなります。新発田市分で今まで管理しているものについては、今までどおり、機材が壊れるまでは私どもの方で管理して市民に貸し出しをしていく形をとりたいと思います。そのお知らせになりますが、よろしく願いいたします。

○大山教育長

三市北蒲のライブラリーの暫定期間が終わるということでご承知おきをいただきたいというものであります。

そのほかの報告はありますか。

○関川教育長職務代理者

今の件で、実際に市民に貸し出すものなんて最近はあるのでしょうか。

○伊藤中央公民館長

結構あります。

DVDとビデオテープ、16ミリフィルム、機材、プロジェクターとかはあります。

そんなには借りにきてはいませんが、ぼちぼちありますので、引き続きやっていきたいと思っております。

○関川教育長職務代理者

よろしく願います。

○大山教育長

そのほかにありますでしょうか。

○大山教育長

ないようですので、教育委員会今後の日程について、杉本教育総務課長から説明をお願いします。

○杉本教育総務課長

差し替えばかりで恐縮ですが、教育委員会・今後の日程（予定）については、本日お手元にお配りしました日程でお願いしたいと思います。

3月10日の教育委員会退職者送別会ですが、当初午後6時からを予定しておりましたが午後6時30分からということでお願いしたいと思います。3月は記載のとおりでありまして、21日の臨時教育委員会は午前11時からお願いしたいと思います。ありますし、小学校卒業式ということで、また24日にはお世話になります。

新年度に入りましてからの部分では、追加・変更があった部分ではありますが、網掛けをしております、4月26日の14時からということで三市北蒲原郡教育委員会連合協議会教育長部会及びそれぞれの協議会を開催いたしますので、よろしく願いいたします。

5月21日は午後から「新庁舎開庁・市制施行70周年記念式典」となります。詳

しくはのちほど4月入りしましたら、総務課からご案内が出される予定ですが、今の段階では予備的な情報ということになります。

5月は30日か31日ということで、三市北蒲原郡教育委員会連合協議会定期総会・研修会につきましては、当番が聖籠町ですが、規約上、総会は5月中に開催するというになっておりますので、聖籠町で調整を図っておりますけれども、いずれかの日に設定をしたいということになります。

また7月までの日程の中にもございますけれども、定例教育委員会については、8月以降も引き続き第1火曜日の午前9時30分を基本に据えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

今後の日程につきましては以上でございます。よろしくお願いいたします。

○大山教育長

説明が終わりました。何かご質問、ご意見等ありますでしょうか。

○大山教育長

ないようですので、その他にありますでしょうか。

○外山委員

このたび3月いっぱい教育委員を辞めさせていただきます。市長さんに第一中学校の卒業式でお会いしたら、「今までご指導ありがとうございました。」と言われたんですが、ご指導というよりは、私たちが活動するためには、教育委員会の皆さんの影での細かい支えがあってやってこれたと思っております。いろいろ大変お世話になりました。ありがとうございました。

○大山教育長

大変お疲れ様でした。ありがとうございました。

それでは他にないようですので、以上で、教育委員会平成29年3月定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでございました。

午前11時27分 閉会

平成 年 月 日

新発田市教育委員会教育長

委員